

社会福祉法人清水新生会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清水新生会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定及び旅費規程第18条第2項の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、職務執行の対価として、別表1の通り報酬等を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第3条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

1. 報酬については、毎月20日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、その前日とする。
2. 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
3. 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(公表)

第6条 当法人は、この規定及び旅費規程ももって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(実情にそぐわない場合の措置)

第8条 この規定の実施に関し必要な事項、適用することが著しく実情にそぐわない場合は、その都度理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成30年6月15日より適用する。

別表1

内 容	目 額
理事会。評議員会の出席	10,000円(税抜)
監事の監査等への出席	30,000円(税抜)
その他、法人・施設業務のための出張	日当：20,000円(税抜) 交通費：実費